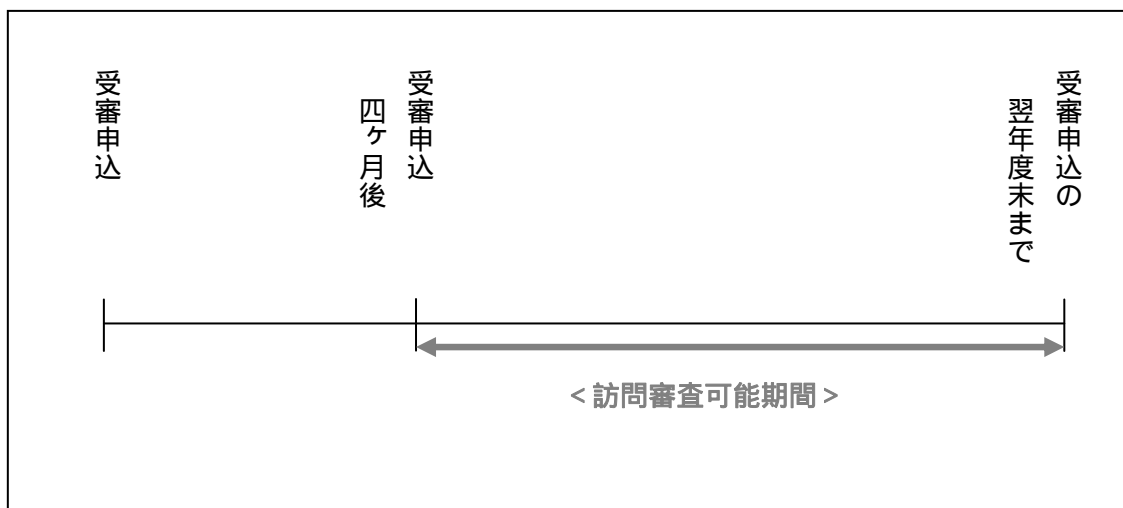


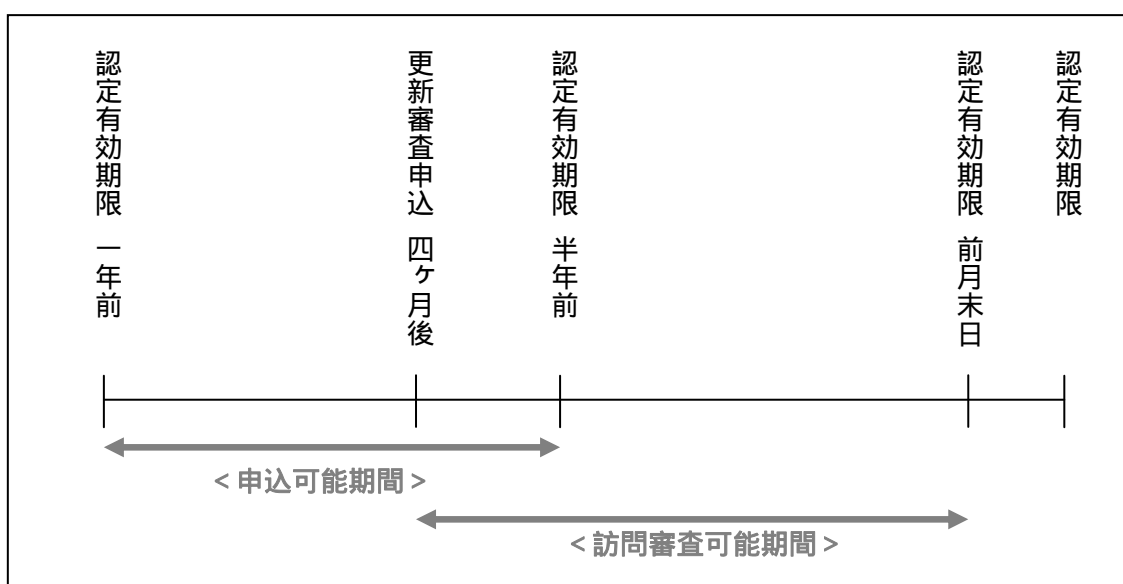
受審申込と訪問審査の実施時期について

【新規受審の場合】



例： 2010年4月(2010年度)にお申し込みの場合、2012年3月(2011年度末)までが訪問審査の実施可能な時期となります。

【認定更新受審の場合】

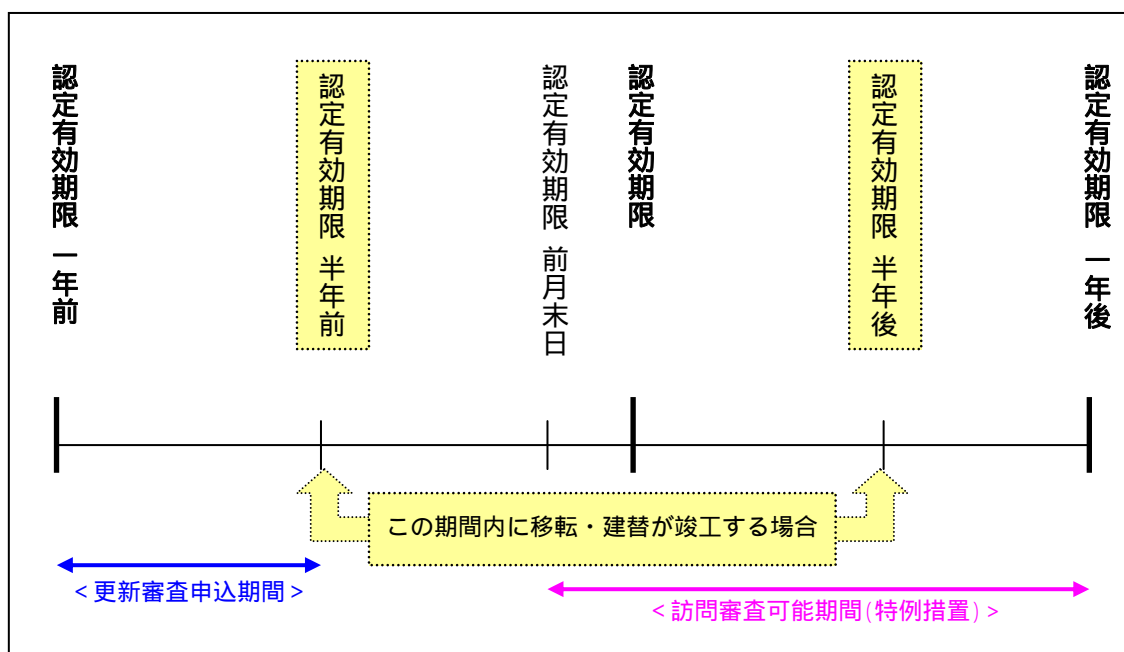


【認定更新受審の場合(特例措置)】

更新審査の受審に際し、移転・建替等により訪問審査可能期間内に訪問審査を受審することができない病院については、下記の条件に該当する場合、訪問審査を延期して更新審査を受審することができます。

特例措置の適用の条件

- 認定有効期限の半年前から認定有効期限の半年後までの間に移転・建替が竣工すること
- 更新審査申込期間に受審申込と訪問審査延期の申請を行うこと(当機構内で所定の手続きを経て申請の諾否を決定し、通知します)
- 更新審査の受審申込が2010年4月1日以降であること



<注意事項>

1. 特例措置で訪問審査を延期して実施した場合の認定有効期間は、通常の更新審査と同じ(従前の認定有効期限の翌日から5年間)です。(例:特例措置を利用して1年後に認定更新した場合の認定有効期間は残り4年間)
2. 増改築については、大幅な範囲の工事の場合のみ上記に準じて取り扱いますので、事前にご相談ください。